



市 章

大津市公報

平 成 24 年 9 月 25 日
号 外 (第 45 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例	
43 大津市長等の退職手当の特例に関する条例.....	1
44 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例.....	1
45 大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例.....	2
46 大津市火災予防条例の一部を改正する条例.....	6
47 大津市防災会議条例の一部を改正する条例.....	7
48 大津市災害対策本部条例の一部を改正する条例.....	8
規 則	
107 大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....	8

条 例

大津市長等の退職手当の特例に関する条例を公布する。

平成24年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第43号

大津市長等の退職手当の特例に関する条例

(市長に対する退職手当の特例)

第 1 条 市長に対する退職手当の額は、この条例の施行の日(以下「基準日」という。)を含む任期(以下「市長の在職期間」という。)について支給する場合に限り、大津市長等の退職手当に関する条例(昭和54年条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(副市長等に対する退職手当の特例)

第 2 条 副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員に対する退職手当の額は、市長の在職期間のうち基準日以後の期間の全部又は一部を含む任期について支給する場合に限り、条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から当該額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第44号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項第2号中「市民のうち」を削り、「に関し識見を有する」を「に資する活動を行う団体の推薦する」に改め、同項に次の1号を加える。

市長が行う委員の公募に応募した市民

第17条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「とし、再任は妨げない」を「とする」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 委員は、再任されることができる。

第17条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項第5号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、同

号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

附 則

この条例は、平成25年1月14日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年9月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第45号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例

大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第128条」を「第131条」に改める。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

指定施設 水質汚濁防止法第2条第4項に規定する指定施設その他第3号アに規定する物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は同号アに規定する物質及び同法第2条第5項に規定する油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるもの（第114条第2項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設として規則で定める施設をいう。

第2条中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

特定地下浸透水 第3号アに規定する物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する汚水発生施設（以下「有害物質使用汚水発生施設」という。）を設置する工場等（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で、有害物質使用汚水発生施設に係る汚水又は廃液（これらを処理したものを含む。）を含むものをいう。

第2条第14号を同条第18号とし、同条第13号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第10号から第12号までを4号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の4号を加える。

ばい煙等 ばい煙又は粉じんをいう。

ばい煙発生施設 工場等に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

粉じん発生施設 工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

ばい煙等発生施設 ばい煙発生施設又は粉じん発生施設をいう。

第11条中「汚水等」を「汚水又は廃液」に改める。

第31条第1項中「汚水等」を「汚水若しくは廃液」に改める。

第40条の見出し中「汚水発生施設」を「汚水発生施設等」に改め、同条各号列記以外の部分中「事項」の次に「（汚水発生施設が有害物質使用汚水発生施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあっては、第5号を除く。）」を加え、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「汚水等」を「汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

汚水発生施設の設備

第40条に次の2項を加える。

- 工場等から地下に有害物質使用汚水発生施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用汚水発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

工場等の名称及び所在地

有害物質使用汚水発生施設の種類

有害物質使用汚水発生施設の構造

有害物質使用汚水発生施設の使用の方法

汚水等の処理の方法

特定地下浸透水の浸透の方法

その他規則で定める事項

- 工場等において有害物質使用汚水発生施設を設置しようとする者（第1項に規定する者が汚水発生施設を設

置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用汚水発生施設を設置しようとする場合を除く。)又は工場等において有害物質貯蔵指定施設(指定施設(第2条第3号アに規定する物質を貯蔵するものに限る。))であって当該指定施設から同号アに規定する物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

工場等の名称及び所在地

有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造

有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備

有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法

その他規則で定める事項

第41条中「排出するもの」を「排出し、若しくは特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となった際現にその施設を設置している者(当該有害物質使用汚水発生施設を設置する工場等から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしている者を含む。)」に、「汚水発生施設となった日」を「汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設となった日」に、「規則」を「それぞれ規則」に、「前条各号」を「前条第1項各号、第2項各号又は第3項各号」に改める。

第42条の見出し中「汚水発生施設」を「汚水発生施設等」に改め、同条中「第40条第4号から第8号まで」を「第40条第1項第4号から第9号までに掲げる事項、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項又は同条第3項第3号から第6号まで」に改める。

第43条中「、第40条」を「、第40条第1項若しくは第2項の規定による届出」に、「届出が」を「届出(第40条第1項第4号若しくは第6号から第9号までに掲げる事項又は同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)」が」に改め、「認めるとき」の次に「、又は特定地下浸透水が第2条第3号アに規定する物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるとき」を加え、「第40条の」を「第40条第1項若しくは第2項の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、第40条第1項若しくは第3項の規定による届出又は前条の規定による届出(第40条第1項第4号から第9号までに掲げる事項又は同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があった場合において、その届出に係る有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設が第47条の3の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出に係る有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第44条第1項中「汚水発生施設」の次に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を、「構造」の次に「、設備」を加える。

第45条中「第40条第1号若しくは第2号」を「第40条第1項第1号若しくは第2号、第2項第1号若しくは第2号若しくは第3項第1号若しくは第2号」に改め、「汚水発生施設」の次に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第46条第1項中「汚水発生施設」の次に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同条第2項中「係る汚水発生施設」の次に「又は有害物質貯蔵指定施設」を、「当該汚水発生施設」の次に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第47条の次に次の2条を加える。

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第47条の2 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第43条第1項の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(有害物質使用汚水発生施設等に係る構造基準等の遵守義務)

第47条の3 有害物質使用汚水発生施設を設置している者(当該有害物質使用汚水発生施設を設置する工場等から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第48条の3及び第113条第2項において同じ。)又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設について、第2条第3号アに規定する物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

第48条第2項中「前条第2項」を「第47条第2項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第48条の2 市長は、第47条の2に規定する者が、第43条第1項の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水

を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は汚水発生施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、一の施設が汚水発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該施設を設置している工場等から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が汚水発生施設となった日から 3 年間は、適用しない。ただし、当該施設が汚水発生施設となった際既にその水が特定地下浸透水であるとき、並びにその水に水質汚濁防止法第 12 条の 3 及び滋賀県公害防止条例第 28 条の 2 の規定が適用されているときは、この限りでない。

第 48 条の 3 市長は、有害物質使用汚水発生施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第 47 条の 3 の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第 47 条の 3 の基準の適用の際現に有害物質使用汚水発生施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）に係る当該有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から 3 年間は、適用しない。

第 50 条を次のように改める。

第 50 条 削除

第 52 条中「ばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させる者は、」を削り、「とき」を「者」に改める。

第 59 条第 1 項中「、ばい煙等排出者が」を削り、「場合において」を「と認めるばい煙等排出者（ばい煙等発生施設において粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者にあつては）」に、「ときは、その者」を「場合に限る。」に改める。

第 76 条第 1 項中「第 2 条第 10 項」を「第 2 条第 14 項」に改め、同条第 2 項中「低公害車」を「自動車」に改める。

第 110 条中「第 2 章第 1 節」を「第 20 条第 1 項第 2 号」に、「第 3 章第 5 節（ばい煙の排出規制）」を「第 52 条（ばい煙発生施設の設置の届出）」に改める。

第 113 条中「（次条において「汚水発生施設等」という。）」を削り、「記録」を「記録し、これを保存」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 有害物質使用汚水発生施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設について、規則で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第 114 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

汚水発生施設を設置している工場等（以下「特定事業場」という。）の設置者は、当該特定事業場において、汚水発生施設の破損その他の事故が発生し、第 2 条第 3 号アに規定する物質を含む水若しくはその汚染状態が同号イに規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は同号アに規定する物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き同号アに規定する物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は同号アに規定する物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、規則で定めるところにより、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

- 2 指定施設を設置している工場等の設置者は、当該工場等において、指定施設の破損その他の事故が発生し、第 2 条第 3 号アに規定する物質又は指定物質を含む水が当該工場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き同号アに規定する物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、規則で定めるところにより、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

第 114 条第 4 項中「汚水発生施設等を設置している工場等の設置者」を「特定事業場の設置者、指定施設を設置する工場等の設置者又はばい煙発生施設を設置している者」に、「第 1 項の応急措置」を「第 1 項から第 3 項までに規定する応急の措置」に、「その者」を「これらの者」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項の規定による報告をした工場等の設置者」を「前 3 項及び水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 3 項の規定による届出をした者」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 ばい煙発生施設を設置している者は、当該ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、速やかに、規則で定めるところにより、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

第114条の次に次の1条を加える。

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第114条の2 市長は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場等(以下「有害物質貯蔵指定事業場」という。)において第2条第3号アに規定する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、市長は、同項の浸透があった時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同様の措置をとることを命ずることができる。

3 前2項の規定は、水質汚濁防止法第14条の3第1項若しくは第2項又は滋賀県公害防止条例第29条の7第1項若しくは第2項の規定により地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる場合については、適用しない。

4 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者(特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。)は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について第2項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

第119条中「50万円」を「100万円」に改める。

第120条中「第48条第1項」の次に「、第48条の2第1項、第48条の3第1項」を、「第55条」の次に「(ばい煙発生施設に限る。)」を加え、「又は第114条第4項」を「又は第114条の2第1項若しくは第2項」に、「50万円」を「100万円」に改める。

第121条中「又は第68条第2項」を「(振動発生施設に限る。)」に、「10万円」を「50万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第121条の2 第66条第2項(騒音発生施設に限る。)の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第122条を次のように改める。

第122条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条第1項、第47条第1項又は第58条第1項(ばい煙発生施設に限る。)の規定に違反した者

第55条(ばい煙発生施設を除く。)又は第114条第5項の規定による命令に違反した者

2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第124条中「20万円」を「30万円」に改め、同条第2号中「第52条」の次に「(ばい煙発生施設に限る。)」を、「第54条」の次に「(ばい煙発生施設に限る。)」を加える。

第125条中「10万円」を「30万円」に改め、同条第1号中「又は第53条」を「、第52条(ばい煙発生施設を除く。)、第53条、第54条(ばい煙発生施設を除く。))又は第61条第1項(振動発生施設に限る。)」に改め、同条に次の3号を加える。

第68条第2項(振動を発生する特定建設作業に限る。)の規定による命令に違反した者

第113条第1項又は第2項の規定による記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者(汚水発生施設、ばい煙発生施設、有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に限る。)

第116条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(騒音発生施設又は振動発生施設の設置者及び特定建設作業を伴う建設工事を行うおうとする者を除く。)

第126条中「5万円」を「10万円」に改め、同条第1号中「第61条第1項、第62条第1項又は第63条第1項」を「第62条第1項(振動発生施設に限る。)、第63条第1項(振動発生施設に限る。))又は第67条第1項(振動を発生する特定建設作業に限る。)」に改め、同条第2号を次のように改める。

第116条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(振動発生施設の設置者及び振動を発生する特定建設作業を伴う建設工事を行うおうとする者に限る。)

第126条第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

第126条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

第61条第1項(騒音発生施設に限る。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第68条第2項(騒音を発生する特定建設作業に限る。)の規定による命令に違反した者

第127条第2号から第4号までを次のように改める。

第62条第1項(騒音発生施設に限る。)、第63条第1項(騒音発生施設に限る。)又は第67条第1項(騒音を発生する特定建設作業に限る。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第95条の規定による命令に違反した者

第116条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(騒音発生施設の設置者及び騒音を発生する特定建設作業を伴う建設工事を行うとする者に限る。)

第128条中「これらの条」を「各本条」に改め、同条の次に次の3条を加える。

第129条 第45条(第57条において準用する場合を含む。)又は第46条第3項(第57条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

第130条 第65条(振動発生施設に限る。)において準用する第45条若しくは第46条第3項又は第67条第2項(振動を発生する特定建設作業に限る。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

第131条 第65条(騒音発生施設に限る。)において準用する第45条若しくは第46条第3項又は第67条第2項(騒音を発生する特定建設作業に限る。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第76条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大津市生活環境の保全と増進に関する条例(以下「旧条例」という。)第40条の規定によりされている届出は、改正後の大津市生活環境の保全と増進に関する条例(以下「新条例」という。)第40条第1項の規定によりされた届出とみなす。

3 この条例の施行の際現に工場又は事業場(以下「工場等」という。)において新条例第2条第7号に規定する有害物質使用汚水発生施設(以下「有害物質使用汚水発生施設」という。)を設置している者(設置の工事をしている者及び旧条例第40条の規定による届出をした者であって設置の工事に着手していないものを含む。)であって、同号に規定する特定地下浸透水を浸透させるものは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から30日以内に、規則で定めるところにより、新条例第40条第2項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

4 この条例の施行の際現に工場等において有害物質使用汚水発生施設を設置している者(新条例第40条第1項又は第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)又は工場等において同条第3項に規定する有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質貯蔵指定施設」という。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。第9項において同じ。)は、施行日から30日以内に、規則で定めるところにより、新条例第40条第3項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

5 前2項の規定による届出をした者は、新条例第41条の規定による届出をした者とみなす。

6 第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

8 この条例の施行の際現に汚水発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の工場等から浸透する特定地下浸透水については、施行日から起算して3年を経過する日までの間は、新条例第43条第1項、第47条の2及び第48条の2の規定は、適用しない。

9 この条例の施行の際現に有害物質使用汚水発生施設を設置している者(新条例第40条第2項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、施行日から起算して3年を経過する日までの間は、新条例第43条第2項、第47条の3及び第48条の3の規定は、適用しない。

10 新条例第110条の規定は、施行日以後に環境管理実施事業所の認定に係る申請をした事業所について適用し、同日前に当該認定に係る申請をした事業所及び当該認定を受けた事業所については、当該認定の有効期間内に限り、なお従前の例による。

11 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第46号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「全出力20キロワット以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（急速充電設備）

第12条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

筐体は、不燃性の金属材料で造ること。

床、壁、支柱等と堅固に固定すること。

雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。

充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、第 4 号から前号までに掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第 1 項第 2 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の規定を準用する。

第13条第 2 項中「前条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「前条第 1 項第 3 号の 2 」を「第12条第 1 項第 3 号の 2 」に改め、同条第 4 項中「前条第 1 項第 7 号」を「第12条第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第12条の 2 の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

大津市防災会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第47号

大津市防災会議条例の一部を改正する条例

大津市防災会議条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「の各号」を削り、同項第8号中「学識経験のある者」を「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市災害対策本部条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年9月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第48号

大津市災害対策本部条例の一部を改正する条例

大津市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成24年9月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第107号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第45号）の施行期日は、平成25年1月1日とする。